

平成25年9月17日

平成25年(行ノ)第157号 公文書不開示処分取消等請求上告受理申立事件

申 立 人 宮 部 龍 彦
相 手 方 国
処 分 行 政 庁 大 阪 法 務 局 長

上告受理申立理由書

最高裁判所 御中

申 立 人 宮 部 龍 彦

第1 事案の概要

平成22年2月15日と平成22年2月20日に申立人が大阪市の同和地区の位置情報をインターネット上のブログに掲載したことについて、平成22年3月2日から大阪法務局長が人権侵犯事件として扱い、ブログ運営会社(FC2)に記事の削除要請を行う等した。

平成23年1月11日に申立人が大阪法務局長に対して行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(以降「行政機関個人情報保護法」という)に基づいて、前記人権侵犯事件記録の開示請求を行ったところ、平成23年3月18日付けで大阪法務局長が部分開示を決定し、人権擁護機関が申立人のブログから取得した大阪市の同和地区の位置情報(以降「本件情報」という)等を不開示とした(以降「本件処分」という)。

申立人は平成23年4月11日に本件処分のうち、本件情報等を不開示としたことを不服として法務大臣に審査請求(以降「本件審査請求」という)を行った。平成23年5月12日に情報公開・個人情報保護審査会(以降「審査会」という)に本件審査請求に係る諮問が行われ、審査会は平成23年10月3日に本件情報を開示すべきであるという内容の答申(甲11号証、以降「本件答申」という)をした。しかし、法務大臣は平成23年12月1日に本件答申とは異なり、本件審査請求を棄却した。

原審は大阪法務局長が不開示とした情報のうち、本件情報以外の部分については大

部分の開示を命令したが、その余は不開示は適法であるとしたため、特に本件情報の不開示を適法としたことについて申立人が不服として上告受理申立したものである。

第2 上告受理申立の理由

1 法令の解釈に関する重要な事項（民事訴訟法318条1項関係）

(1) 本人が当然に知している情報が不開示情報になるという法解釈の誤り

原判決は、大阪市の同和地区情報は行政機関個人情報保護法14条2号および同7項に該当するとして、処分庁の不開示処分は適法とした。

しかし、本件については情報公開・個人情報保護審査会平成23年度（行個）答申第102号により、大阪市の同和地区情報について「既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁等が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであることからすると、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる」（甲11号証9頁23行ないし27行）「特定地区に係る情報等については、特定図書館において誰でも閲覧できることとされていることからすると、当該部分を公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められず」（甲11号証9頁35行ないし10頁27行）、行政機関個人情報保護法14条2号および同7項のいずれにも該当しないと判断され、原告も1審2審で同様の主張をした。

しかし、原審は「行政機関個人情報保護法14条は、開示請求者が開示請求の対象とされた情報を了知している場合は常に開示しなければならないという趣旨の規定を置いていないから、開示請求者が開示請求対象情報の内容を了知しているということは、個人情報開示請求をした者が当該情報を知る利益と、客観的に具体的に想定される当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量する際の1つの事情として考慮されるにすぎない」として、原告の主張を認めなかった。

もし、本人が当然に了知していることが行政機関個人情報保護法14条

により開示の義務付けがされる際に「1つの事情として考慮されるにすぎない」というのであれば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以降「情報公開法」という）5条による行政文書の開示義務と大差ないということになってしまい、情報公開法とは別に行政機関個人情報保護法が存在している意味なくなってしまう。行政機関が保有する情報が本人が当然に了知しているものであるかどうかということは、個人情報開示制度の根幹に関わるものであり、それを否定した原判決の判断には重大な誤りがある。

「開示請求者が開示請求の対象とされた情報を了知している場合は常に開示しなければならないという趣旨の規定を置いていない」という判示は誤りであり、少なくとも行政機関個人情報保護法14条2号に関しては同号八により「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については不開示理由にならない規定がある。

(2) 事実として情報が公にされていることを考慮しなかった原審の法解釈の誤り

原告は第1審においては大阪市の同和地区情報が国立国会図書館で誰でも見られることを示したが、第1審判決はそれについて「国立国会図書館等で閲覧・謄写をすることができることから直ちに「法令の規定により又は慣行として」知ることのできる情報に当たるということができないことは明らかである」として行政機関個人情報保護法14条2号の不開示情報からの除外事由にあたらぬと判断した。そこで原告は第2審において、同和行政を行っていた大阪市自らが同和地区情報の公表を繰り返していた事実を証拠と共に示したが、第2審判決はさらに「性質の異なる別個の問題」として（第2審判決11頁3行ないし8行目）無視してしまった。

ある政策（本件の場合には同和行政）に責任を持つ行政機関が、自ら条例

や出版物により情報の公表を繰り返していたことを「法令の規定により又は慣行として」知ることのできる情報とは無関係な「別個の問題」として無視することが許されるのであれば、行政機関個人情報保護法14条2号八は、空文に等しい。

(3) 同和地区名が「個人に関する情報」に該当するという判断の誤り

原審は、大阪市の同和地区情報が行政機関個人情報保護法14条2号に該当する理由として「行政機関個人情報保護法14条2号本文後段は、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とし、権利利益を害される対象が集団の中に含まれる個人であることを除外していないし、電話帳等の他の情報と照合することにより、上記地区の住民について特定の個人を識別することも可能であるから、原告が主張するような「集団」とどまるものとはいえないことは明らかである。そもそも、行政機関個人情報保護法所定の『個人情報』とは、『生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）』をいい（同法2条2項）、『個人に関する情報』とは、個人に関連する情報全般を意味し、個人の生活、身分関係、住所、本籍、家族関係等も含まれると解されるから、同和地区とされる地域に現に居住する者及び同地域の出身者とされる者等の情報も、『個人情報』として取り扱われることとなるし、本件情報が『個人に関する情報』に含まれることも明らかである」（第1審判決17頁6行ないし12行目、第2審判決10項17行ないし26行目）と判示した。

しかし、ある地域に居住する住民が電話帳により分かるから、地名であっても個人情報であり、しかもそれが現住者に留まらず出身者にも広がるというのであれば、個人情報と解釈される情報が際限なく広がることになる。集合住宅名でも、市区町村名でも、都道府県名でさえ、そこに人が関

係していれば個人情報になり得るということになる。これは極論ではなく、実際に大阪市内の各同和地区には数千人単位の住民がいることから（甲2の1、2枚目）、原判決は地方自治体に相当するような規模の集団を『個人情報』と認定したことになる。

当然、通常であれば地名が『個人情報』だということとはあり得ないことで、原審はまず同和地区名の不開示ありきで、同和地区に限って『個人情報』だという、誤った判断をしたものである。

(4) いわゆる「同和タブー」について

同和問題は我が国にとって社会的にも歴史的にも負の問題であることから、最もタブー視される問題であり、特にその核心である「同和地区がどこにあるか」ということを公言すること自体が悪と見なされることがある。しかし、前述のとおり国や地方自治体による同和対策事業により地区指定がされたことから、しばしば同和地区の場所が公になっている事実がある。

平成19年8月16日に滋賀県東近江市の男性が、愛荘町役場に同和地区の場所を問い合わせたことから、男性に無断で男性の名前や住所、さらに生活保護を受けていることなどの情報が部落解放同盟滋賀県連合会に提供され、平成20年3月25日には愛荘町、東近江市、滋賀県等が加わって1000人規模を動員しての糾弾会が行われたことがあった。そのことを知った申立人が、滋賀県内の同和地区名が記載された文書である「同和対策地域総合センター要覧」を滋賀県知事に対して情報公開請求した。本件については訴訟に発展し、裁判の中で申立人が同和地区に設置された施設の名称と位置が市町の条例で公にされてきたことを示し、大阪高裁は同和地区名に関しては非公開としたものの、同和地区に設置された施設の所在地の一覧については滋賀県知事に対して公開を命じた。そして、現在御庁に事件（平成24年（行サ）第78号、平成24年（行ノ）第83号、平成24年（行サ）第77号、平成24年（行ノ）第82号）が係属して

いるところである。

このように、同和地区の場所を知ろうとすることがあたかも犯罪か違法行為でもあるかのように扱われている実情があり、そのために起こる別の意味での人権侵害、混乱は目に余るものがある。

一方、同和地区の場所を知ることは違法でも犯罪でもなく、原判決が述べているとおり同和地区の場所を公言しないように法律で強制できるものでもない。それどころか、同和対策事業による地区指定は公共施設や税制など様々な政策に関連し、それ自体が公共性の高い情報であるため、隠蔽ありきでは情報公開法や行政機関個人情報保護法との矛盾が積み重なり、いずれ破綻を免れない。

何より、同和地区の場所を秘密にすることは住民の権利利益を守ることにならず、逆に同和地区の行政や司法による扱われ方の異常さ、異様さを際立たせて部落差別を助長する結果になっている。

2 おわりに

以上のとおり、原判決には法令の解釈に関する重要な事項が含まれており、本件上告受理申立には上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

付 属 書 類

- | | |
|---------------|----|
| 1 上告受理申立理由書副本 | 7通 |
|---------------|----|